

各政令指定都市のアセス条例における太陽光発電事業の取扱いについて

市	対象事業の種類（カッコ内は規模要件）	改正状況
仙台市	太陽光発電所（〔事業区域〕5ha）	
さいたま市	電気工作物（〔事業区域〕1ha）	
千葉市	面開発（〔事業区域〕10ha）	改正検討中
川崎市	電気工作物（50MW）又は面開発（〔事業区域〕1ha）	
横浜市	（対象外）	
相模原市	太陽光発電所（400kW）	改正施行済 R2. 4. 1
新潟市	面開発（〔事業区域〕30ha）	改正検討中
静岡市	太陽光発電所（〔形質変更〕5ha）	改正施行済 R2. 4. 1
浜松市	太陽光発電所（〔事業区域〕5ha）	
名古屋市	電気工作物（50MW）	
京都市	面開発（〔事業区域〕4ha）	
大阪市	面開発（〔事業区域〕10ha）	
堺市	（対象外）	
神戸市	太陽光発電所（〔事業区域〕2. 5ha）	
岡山市	太陽光発電所（〔形質変更〕5ha）	
広島市	面開発（〔形質変更〕10ha）	
北九州市	太陽光発電所（〔事業区域〕50ha）	改正施行済 R2. 4. 1
福岡市	太陽光発電所（〔形質変更〕5ha〔事業区域〕50ha）	改正施行済 R2. 7. 1

面積での要件について [事業区域]：施行区域(事業実施区域)全体の面積

[形質変更]：土地の改変を行う部分のみの面積

区域により異なる規模要件としている場合があるが、最小の規模要件を示している。